

(休会中の活動)

第7条 休会が承認された会員は、休会の期間中、以下の活動等を行うことができないものとする。

- 一 学会の理事、監事、または参与となること
 - 二 産業保健法務主任者（メンタルヘルス法務主任者）の単位の認定を受けること
 - 三 学会が主催する学術大会、講演会、シンポジウム、研修会等へ会員資格で参加すること
- 四 その他、理事会が定める事項

(会員履歴)

第8条 休会期間は、会員としての在籍年数に算入しない。

(休会の終了)

第9条 休会中の会員は、休会期間が終了する年度の10月末日までに休会期間の延長手続きまたは退会手続きを行わない限り、翌年度の11月1日から会員に復帰したものとみなし、休会前に前払会費がない場合は、速やかに次年度分会費を納入するものとする。

2 承認された休会期間の終了前に会員に復帰しようとする場合は、復会届を学会事務局へ提出するものとする。年度の途中で復会する場合は、当該年度は休会期間とみなさないこととし、当該年度分会費を納入するものとする。

(休会期間延長手続き)

第10条 休会中の会員が休会期間の延長を希望する場合は、所定の休会届を休会期間が終了する年度の10月末日までに学会事務局へ提出しなければならない。休会期間延長の承認手続きは第5条に準ずるものとする。

(前払会費)

第11条 休会期間の開始日において前払会費がある場合は、会員に復帰して以降に支払うべき会費にこれを充当する。

2 休会期間中に退会した場合には、前払会費は返還しない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会員の休会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則 本規程は、令和6年3月19日より施行する。